

# 第三者行為事故における手続きフロー

例：同幅員の交差点における左折車と直進車との出会い頭の事故の場合

## ★ 過失相殺の認定基準

保険会社における被害者側過失割合の認定は、通常、民事交通訴訟における過失相殺の認定基準（判例タイムズ社発行）をもとに行います。

## 【一部負担割合】

義務教育未就学児 = 2割  
 上記以外の70歳未満の方 = 3割  
 70歳～74歳 = 1又は3割

## 診療費の単価1点につき

- ・ 健保扱いの場合 = 10円
- ・ 自由診療の場合 = 25円

## 症状固定の診断書

治癒の状態を症状固定と言い、保険会社が示談交渉の前提条件として病院から取り寄せるもの

## 任意保険会社の一括取扱い

被保険者（被扶養者）の過失が小さい（4割以下）場合は、自賠責と任意保険会社が異なっても任意保険会社が自賠責を含めて一括取扱いをしてくれるのが通例です。

